

## 貯水槽水道取扱要綱実施細目

### 1. 目的

この実施細目は、貯水槽水道取扱要綱の実施に伴う必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### 2. 貯水槽水道に関する対応

貯水槽水道に関する対応は、別紙「貯水槽水道に関するフロー」により行うものとする。

### 3. 水質検査に関する事項

貯水槽水道取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第7項に定める水質検査に関しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 利用者から水質確認の依頼（給水条例施行規程別記第5号様式）を受けた水道事務所長は、遅滞なく給水栓等で簡易水質検査を行う。
- (2) 給水栓等で異常が認められた場合は、その原因が千葉県企業局の水質管理範囲であるか又は設置者の水質管理範囲あるかを判断し、設置者の範囲にある場合は、利用者から、貯水槽水道水質検査請求書（給水条例施行規程別記第六号様式の二）の提出を受ける。
- (3) 水質検査を水質センターへ依頼する場合は、利用者から貯水槽水道水質検査請求書の提出を受けて行う。

### 4. 立入調査に関する事項

取扱要綱第9項に定める立入調査に関しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 立入調査について、設置者等から承諾が得られない場合は、立入調査を中止し、その旨を、利用者（第1号様式）及び所管する各市の担当課（環境・衛生）（第2号様式）へ通知する。
- (2) 立入調査は、貯水槽水道水質検査調書（第3号様式）により、主に受水槽を対象として実施するものであるが、必要に応じて他の施設についても行う。

### 5. その他の管理状況

取扱要綱第9項に定める「その他の管理状況」とは、次のとおりである。

- (1) 水槽内に不純物が沈積している。
- (2) 麦飯石等特殊な物質を投入している。
- (3) 水槽内に藻などが多く発生している。

## 6. 設置者に対する周知

受水槽を設置する給水装置工事新設（増設・改造）承認申請書の受付時や立入調査を行った場合には、設置者等へ次のとおり働きかけを行うものとする。

- (1) パンフレット等により、適切な管理の働きかけを行う。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道で、50人以上に給水する施設については、各市の担当課（環境・衛生）へ次の事項を届け出るよう説明する。
  - ア 受水槽及び高置水槽を設置したこと
  - イ 受水槽及び高置水槽の規模や設置数等を変更したこと
  - ウ 設置者名等届出事項に変更が生じたこと
  - エ 受水槽及び高置水槽を廃止したこと

## 7. 適切な管理への対応

設置者等から管理の方法について照会を受けた場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 水槽の管理等適切な管理方法の説明
  - ア 設置者自身が水槽の清掃を行う場合は、専用の清掃用具を使用するなど、衛生に十分注意して行うこと。

また、清掃を依頼する場合は、建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づき登録を行っている清掃事業者等へ行うのが望ましいこと。
  - イ 水槽の周囲に防護柵（金網フェンス）等を設置し、人の立ち入りを制限することやマンホールに施錠等の措置をすること。
  - ウ マンホール蓋を防水密閉型にして、ほこりや他の衛生上有害なものが入らない措置をすること。
  - エ 空気取り入れ口の防虫等、動物の侵入を防止する措置をすること。
  - オ マンホールの立ち上りは、他の構造物及び地表より高くするなど、異物が混入しない措置をすること。
  - カ 給水栓や水槽内での簡易水質検査を定期的実施すること。
  - キ 簡易水質検査、水槽の清掃及び設備の補修等の管理状況については、記録を作成して保存すること。
  - ク その他
- (2) 関係機関等を紹介

所管する各市の担当課（環境・衛生）、水槽の清掃業者及び水質検査機関等を紹介する。（別紙「関係機関一覧表」を参考）

## 8. 給水装置情報管理システムへの入力

取扱要綱第11項に定める給水装置情報管理システムへ入力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 立入調査により、設置者に対し指導、助言及び勧告を行った場合は、指導年月日、検査結果及び指導内容等とする。
- (2) 各市の担当課（環境・衛生）からの指導結果等の報告を受けた場合は、受付年月日と処理状況等とする。
- (3) 廃止及び設置数に変更が生じた場合は、別紙（給水装置情報管理システム「受水槽情報」の取扱いについて）に基づく入力事項等とする。
- (4) 設置者、管理会社名及び住所等が変更されていた場合は、変更事項とする。
- (5) 水質センターへの依頼した場合は、水質検査結果と年月日等とする。

## 9. 事務処理

- (1) 廃止及び設置数の変更が生じた場合は、4半期毎に一覧表を作成して各市の担当課（環境・衛生）へ提出するものとする。

### 附則

1 この取扱いは、平成15年4月1日より施行する

2 要綱の廃止

水業第340号「簡易専用水道の規制に伴う給水施設の実態調査について」  
(通知)

### 附 則

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

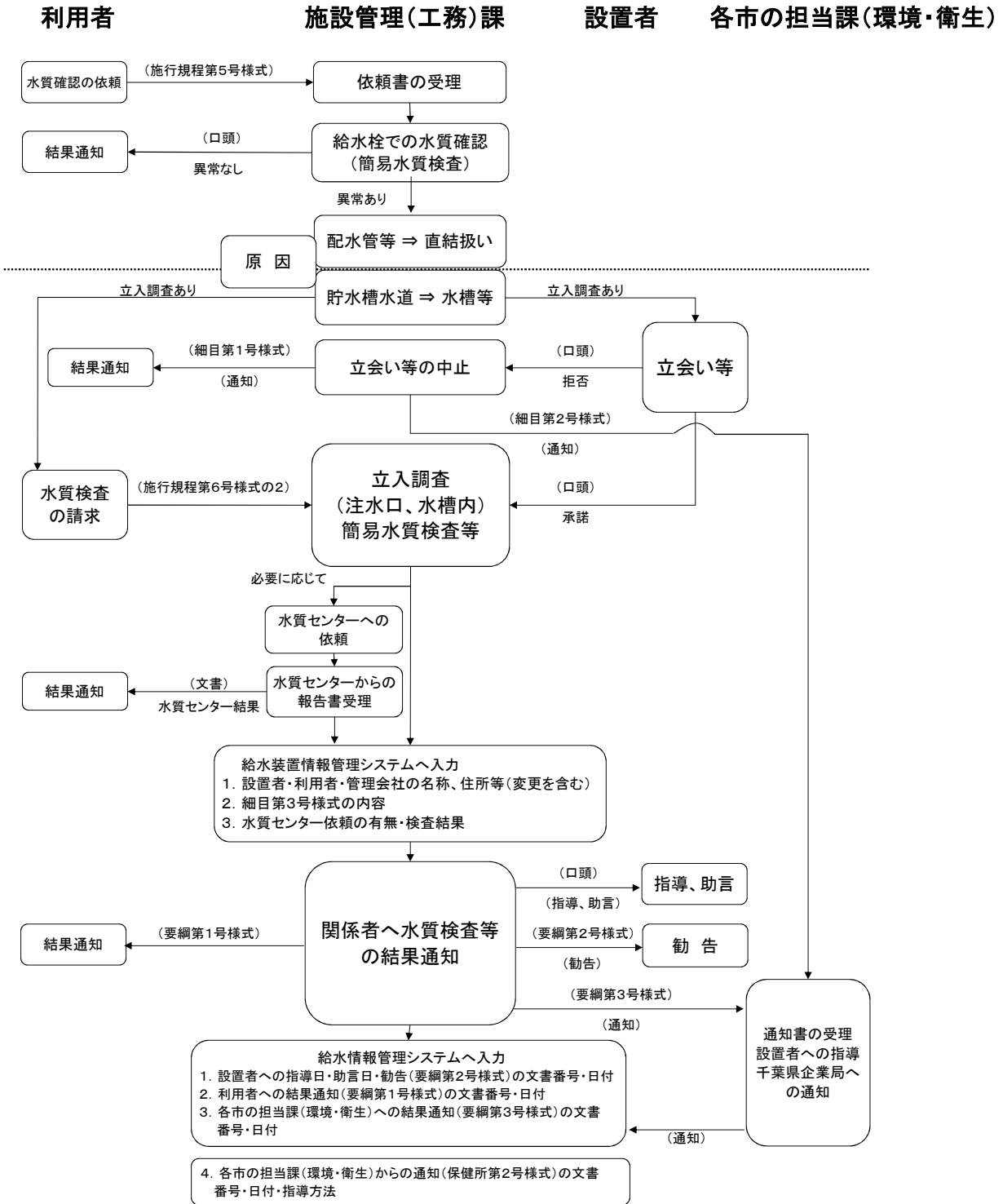
### 附 則

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。

# 貯水槽水道に関するフロー



第 1 号様式

立 入 調 査 の 中 止 に つ い て

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

年 月 日に行った水質検査の結果により、水槽での水質を確認する必要から、設置者（管理者責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、承諾を得ることができないため、立ち入り調査は実施することができませんので通知いたします。

なお、このことにつきましては、〇〇市の担当課（環境・衛生）と連携して対応を図りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、お客様からも設置者の方へ協力の要請をお願いいたします。

第 2 号様式

土地等への立入調査について

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

利用者からの請求に基づき、 年 月 日に行った水質検査は、下記のとおりであることから、水槽内の水質を確認するため、設置者（管理者責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、承諾を得ることができませんでした。ついては、〇〇〇〇〇でも対応していただきたく通知いたします。

記

1. 設置状況

設置場所				
親水栓番号				
設置者	住所			
	氏名		電話番号	
管理会社	住所			
	氏名		電話番号	

2. 水質検査等の結果

--

第3号様式

貯水槽水道水質検査結果通知書

1. 設置状況

貯水槽水道の設置場所				
水 栓 番 号	利用者番号		親番号	
貯水槽水道 の設置者	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
請 求 の 理 由				

2. 受付・調査

水道事務所(支所)受付番号		受付者	
調 査 年 月 日		調査員	

3. 水質検査等の項目

検 査 項 目	給 水 栓	受水槽注水口	受 水 槽 内	高 置 水 槽
1 水の色	有 無	有 無	有 無	有 無
2 濁り	有 無	有 無	有 無	有 無
3 臭い	有 無	有 無	有 無	有 無
4 味	有 無	有 無	有 無	有 無
5 残留塩素	mg / L	mg / L	mg / L	mg / L
調 査 項 目		水 槽 外 観		
6 井戸水が混入		有 無		
7 動物等の死骸		有 無		
8 汚水、排水が流入の恐れ		有 無		
9 麦飯石等		有 無		
10 沈積物が多い		有 無		
11 その他		有 無		

\* 該当する番号に○印、

\* 備考欄には、水の色、濁り及び臭い等を具体的に記載する。

4. 指導内容と区分

内 容	1 水槽の清掃を勧める。	区 分	1 指導（口答）
	2 配管替えを勧める。		2 助言（口答）
	3 施設の改善を勧める。		3 勧告（文書）
	4 その他		

\* 該当する番号に○印

参考

関係機関一覧表

(平成30年12月1日時点)

1 各市の担当課（環境・衛生）

市名	担当課等	電話番号
千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9940
船橋市	船橋市保健所衛生指導課	047-409-2598
習志野市	環境政策課	047-451-1400
鎌ヶ谷市	環境課	047-445-1229
市川市	環境保全課	047-334-1111
浦安市	健康増進課	047-351-1111
松戸市	環境政策課	047-366-7089
成田市	環境衛生課	0476-20-1531
印西市	環境保全課	0476-33-4495
白井市	環境課	047-492-1111
市原市	保健福祉課	0436-23-9813

2 厚生労働大臣の登録を受けた千葉県内の簡易専用水道検査機関

検査機関名	住所	電話番号
(一財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066
(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078 (代)

3 厚生労働大臣の登録を受けた千葉県内の貯水槽清掃作業従事者研修の登録機関

団体名	住所	電話番号
(一社)千葉県ビルメンテナンス 協会	千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館	043-238-1156
千葉県水道管工事協同組合	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373